

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務（鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第2条第1号に規定する測量・建設コンサルタント等業務をいう。以下「業務」という。）の指名競争入札及び随意契約に際しての同要綱第1条に規定する入札参加資格を認められた者（以下「業者」という。）の指名又は選定の基準に関し、他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加者の指名基準)

第2条 県が発注する業務の指名競争入札に参加させようとする業者を指名する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (2) 指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案すること。

ア 業務場所の地域性

イ 業者に関する次に掲げる事項

- (ア) 経営状況
- (イ) 信用度
- (ウ) 手持業務の状況
- (エ) 当該業務遂行についての技術的適性
- (オ) 安全管理の状況
- (カ) 労働福祉の状況
- (キ) 過去の業務に係る成果又は成績

ウ 指名する業者数

2 前項第2号アからウまでに掲げる事項の運用の基準は、別表のとおりとする。

(随意契約の相手方の選定基準)

第3条 県が発注する業務の随意契約の相手方とする業者を選定する場合の基準については、前条の規定を準用する。

附 則（平成21年3月30日技管第293号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日技管第235号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第332号）

この要綱は、平成24年3月16日から施行する。

別表（第2条関係）

事 項	運 用 基 準
1 業務場所の地域性	<p>地域性を勘案する業務については、次に掲げる区域を単位としてその区域内に営業所を有する業者を指名すること。</p> <p>(1) 当該業務の場所を所管する地域振興局の所管区域（北薩地域振興局建設部甕島支所の所管区域を除く。）</p> <p>(2) 当該業務の場所を所管する北薩地域振興局建設部甕島支所の所管区域</p> <p>(3) 当該業務の場所を所管する支庁の所管区域（支庁の事務所の所管区域を除く。）</p> <p>(4) 当該業務の場所を所管する支庁の事務所の所管区域</p>
2 業者に関する事項	<p>(1) 経営状況 主要取引先からの取引を停止されている事実があり、経営状況が不健全である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 信用度 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものと認められる場合は、指名しないこと。</p> <p>(3) 手持業務の状況 手持業務の状況からみて当該業務を遂行する能力があるかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 当該業務遂行についての技術的適性</p> <p>(1) 当該業務と同種又は類似の業務について、相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の種別に応じ、当該業務を遂行するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p> <p>(3) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務について実績があること。</p> <p>(4) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等が当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(5) 安全管理の状況 安全管理の改善に関し労働基準監督署又は労働局からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合は、指名しないこと。</p> <p>なお、安全管理の状況が特に優良であると認められる場合は、これを十分に尊重すること。</p> <p>(6) 労働福祉の状況 労働者の雇用・労働条件の改善に関し国、地方公共団体又は公的団体から表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良で</p>

	あると認められる場合は、これを十分に尊重すること。
(7) 過去の業務に係る成果又は成績	過去の業務に係る成果又は成績が優良であるかどうか総合的に勘案すること。
3 指名する業者数	<p>(1) 設計金額が500万円未満の業務については、原則として8人以上とすること。</p> <p>(2) 設計金額が500万円以上1,000万円未満の業務については、原則として10人以上とすること。</p> <p>(3) 設計金額が1,000万円以上の業務については、原則として12人以上とすること。</p>